

広浜嘉雄の民法論

—「契約の自由」を中心として—

頼 松 瑞 生*

A Study on Hirohama Yoshio's Legal Thought as to Japanese Civil Code Focusing on the Freedom of Contract

YORIMATSU Tamao*

Abstract

Hirohama Yoshio (1891-1960) was a Japanese legal scholar. He was known for his theory of legal structure. He became a professor of civil law and legal philosophy at Tohoku University. He insisted on distinguishing principles of property law and principles of family law in Japanese Civil Code. On the other hand, he referred to the relation between the freedom of contract and the validity of the manifestation of intention. This study tries to analyze his theory on civil law.

キーワード：契約の自由，法律行為，意思表示，民法総則，任意規定

Keywords : FREEDOM OF CONTRACT, JURISTIC ACT, MANIFESTATION OF INTENTION, GENERAL PROVISIONS OF CIVIL LAW, DEFAULT RULE

1. はじめに

周知のように、我が国における各種法典の編纂事業は、明治維新以降、進められた近代化政策の一環として行われたものである。それは、欧米諸国との間に結ばれた不平等条約を改正するためにも、必要不可欠なものと考えられた。しかし、その実現は一朝一夕にしてなるものではなく、多くの関係者による地道な努力に恃まなければならなかったといえよう。とりわけ、国民の生活を規律するために必要となる民法典の編纂は難航を極め、明治政府がその編纂を企図してから、目的を達成するまでに30年近い年月を経なければならなかった。すなわち、

民法典編纂が最初に企てられたのは、明治時代の幕開けから間もない明治3年のことであり¹⁾、その民法典が漸く成立し、施行されることとなったのが明治31年であるから、全体として28年の年数を要したわけである。

しかも、民法典に限らず、法というものは、法の成立・施行をもって、万事が終了することにならない。法の施行までこぎつけたとしても、その運用を上手く行っていく必要があるのである。その上で、重要となるのは、法文の解釈である。法の施行にあたっては、現実の状況に沿ったかたちで法文を適用していく必要があるが、そのためにも法文の解釈を上手く行わなければならないのである。法文の解釈は、法律の規定を現実の事件に適用する裁判の場面

*工学部人間科学系列教授 Professor, Department of Humanities, Social and Health Sciences, School of Engineering

においても行われるが、法典の研究というかたちで法律学者によっても行われる。すなわち、学者による法文の解釈であり、それが学説として一定の影響力を及ぼすことになる。何となれば、その学説に基づいて法曹教育が行われ、その教育を受けた者が、裁判官など、法律の実務に携わる職業に従事するようになるからである。

したがって、我が国における民法学は、民法典が成立して、しばらくの間、法文の解釈というものに重点が置かれることとなった。このような法文解釈を中心とした法律学のことを註釈法学といい、註釈法学が盛んであった時期のことを註釈法学時代という。この時期に活躍した法律学者としては、民法典の起草に関わった梅謙次郎、富井政章のほか、横田秀雄、川名兼四郎、石坂音四郎、中島玉吉などがある²⁾。

ところが、第一次世界大戦が終わりを告げようとする大正中期のあたりから、このような民法学の傾向には変化が見られるようになった。すなわち、註釈法学時代に幕が降ろされ、新たな法学の時代が到来したとされるのである。この頃は、民法典の施行から20年ほどが経過した時期であり、従来から行われてきた、法文の精緻な解釈を極めるという手法に飽き足らなさを感じる学者が多く現れるようになっていた。その大きな要因として考えられるのは、当時、欧米で注目されていた自由法論的方法、法社会学的方法というものが、新たな法学の方法論として我が国の法学界にも浸透しつつあったことである。したがって、民法学の分野においても、この新しい方法論を用いて研究を行おうとする気運が高まることとなった。その先鞭をつけた者が末弘厳太郎とされる³⁾。

さらには、こうした傾向から発展して、民法を構造的に理解しようとする立場が現れるようになる。当時、このような立場をとった民法学者として挙げることができるのは、広浜嘉雄、鳩山秀夫、我妻栄である。このうち、鳩山秀夫は「債権法に於ける信義誠実の原則」⁴⁾(大正13年)を、我妻栄は「近代法における債権の優越的地位」⁵⁾(昭和4~6年)を発表し、とりわけ、財産法の分野で大きな成果を上げた。一方、広浜嘉雄は、大正13年に発表した「我が民法総則編の通則性」⁶⁾で注目されることとな

る。この論文は短編ながらも、財産法と家族法の両方を通じて民法典を全体的にとらえようとするもので、当時、高い評価を受けた。

しかし、現在、民法学の分野において、鳩山や我妻と比べて、広浜が目される機会は少ない。それは、広浜が民法学者としてよりも法哲学者として評価されることが多いからのように思われる。鳩山や我妻が民法学のみを研究対象とした⁷⁾のに対して、広浜の研究対象は法哲学、教育法学にも及んでいた。今日、広浜が法哲学者として知られているのは、法哲学の分野における「法の三重構造論」が高く評価されているからであろう⁸⁾。とはいえ、その民法学における業績である「我が民法総則編の通則性」が当時の民法学に一定の影響を与えたことから考えれば、民法学者としての広浜の存在も決して等閑視してよいものではない。

本稿では、「我が民法総則編の通則性」など、民法に関する広浜の論文を取り上げて、その民法像を検討することとする。広浜が民法に関する一連の論文を発表した時期は、大正後期から昭和初期にかけてである。この頃には、註釈法学の時代は既に終わっていて、民法典は安定的運用の時期を迎えていた。そうした状況にあって、当時、研究者たちは、民法典をどのように受け止め、理解していたのであろうか。広浜の論文に対する考察を通じて、その一端を明らかにすることとしたい。

2. 民法典における「契約の自由」の原則

民法の基本原則の一つとして、「契約の自由」の原則が挙げられることがある。もっとも、「契約の自由」の原則は私的自治の原則から派生したものであるから、これを私的自治の原則に包含されるものとみなすこともできる。ただ、私的自治の原則が主として契約関係に関する事項を対象としていると考えるならば、「契約の自由」の原則を民法の基本原則として強調することも間違いとはいえないであろう。

広浜は、この「契約の自由」の原則の問題を取り上げて、「契約の自由」⁹⁾(大正12年)という論文を発表している。この中で、広浜は、「契約の自由」とは、人が「作った関係」に自由に入り込めること

を意味するという¹⁰⁾。ここで「作った関係」と呼ばれるものには、財産の変動を目的とする関係と身分の変動を目的とする関係があるが、両者の性質上の相違点に関しては示されていない。それどころか、以下に示すごとく、性質上、両者を全く区別せず、同一に扱うかのような記述が見られる。

今私は、契約の自由といつてゐるのであるが、関係を作るものは、必ずしも契約に限らないし、且、婚姻、養子縁組の如きは、合意といふべく、契約といふべからざるものであるから、厳密にいへば、法律行為の自由といふべきであらう。併し、契約は、法律行為としては代表的のものであるから、法律行為の自由を示すに、契約の自由といふ表現を以てしても、必ずしも過てりとは思はない。私法学上、契約の自由のことを私法自治といふ¹¹⁾。

すなわち、法律行為は契約に限らないが、契約が法律行為の代表的なものであるため、私的自治(私法自治)のことを契約の自由と呼んでいるというのである。ここで契約というのは、財産の変動を目的とする法律行為を意味するものと考えられる。そうであれば、財産の変動を目的とする法律行為(契約)と身分の変動を目的とする法律行為(婚姻や養子縁組など)が、性質上、区別されているようには見えない。性質上、両者が区別されているならば、契約をもって法律行為の代表的なものとはいわないと考えられるからである。さらには、「契約の自由のことを私法自治といふ」というように、契約の自由の原則と私的自治の原則を同一視することはないであろう。

以上のことから、この論文において、身分の変動を目的とする法律行為に関しても、財産の変動を目的とする法律行為の場合と同様に、契約の自由の原則が適用されると考えられていたことが理解できる。その上で問題となるのが、民法典において契約の自由の原則がどのようなかたちで現れているかということである。契約の自由の原則に関しては、同じく、民法の基本原則とされる権利能力平等の原則のように、その原則を直接的に定めている規定があるわけではない。すなわち、権利能力平等の原則の場合、「私権ノ享有ハ出生ニ始マル」という民法

第1条(現行民法では第3条第1項)の規定がその原則を定めたものとされる。これに対して、契約の自由の原則の場合、民法典中にその原則を明示して定めた規定は見当たらないのである。

それでは、何をもって民法典が契約の自由の原則を採用しているということができるのであるだろうか。この点に関して、一般的には、契約に関する章を含む債権編の中に任意規定が多く見られるということが、民法典が契約の自由の原則を採用している根拠となると説明されている。すなわち、契約に関する章の中に任意規定が多いというのは、契約に関しては当事者の自由な意思に委ねるという方針を掲げていることの現れといえるのである。

3. 「契約の自由」と任意規定

ここで注目すべきなのは、広浜が、民法典の役割に関して、単に「契約の自由」の原則を掲げることだけにとどまらず、その原則を補強するものとしてとらえられていたように思われる点である。すなわち、それは以下の記述から理解することができる。

契約の内容を定める自由と任意法規とは、密接不離の関係があり、契約の内容を定める自由からいへば、問題にもならぬと思はれるやうな無名契約を、強いて典型契約に引き入れようとする努力は、結局、典型契約に関して定められてある補充法規の適用を受けんが為めのものたるを知るとき、私は、学者の努力の空しからざるを知るとともに、補充法規の偉大なる力に敬慕の情を捧げざるを得ない¹²⁾。

ここから読み取れるのは、「契約の自由」が認められていたとしても、契約の当事者が契約履行のために必要となる事項のすべてを決めるとは限らないと考えられていることである。そのため、実際に契約を履行する段階になって、どのように履行すべきであるかという点が問題となってくる。そこで、意味を持ってくるのが、民法の任意規定であるというのである。つまり、当事者が契約の際に決めなかった詳細事項に関して、民法の任意規定が契約内容を補充するというかたちで適用されることになる。

「無名契約を、強いて典型契約に引き入れようとする努力は、結局、典型契約に関して定められてある補充法規の適用を受けんが為めのもの」というのは、まさに、このような意味で述べられているのであろう。要するに、契約の当事者というものは、概して、契約内容に関して、詳細まで決めることはしないから、それを補うために民法の任意規定が必要であるというのが、ここで言わんとするところなのである。したがって、民法典の役割は、契約の自由の原則を補強し、当事者によって締結された契約をより確実にするところにあるということになってくる。それは、当事者によって締結された契約が、内容的に不確定のところがあるために履行できなくなることを防ぎ、任意規定による内容の補充によって履行可能なものとするという意味を持つのである。そこには、一旦、締結された契約はできるだけ有効なものとして活かしたいという広浜の思いがあるように見られる。

4. 「契約の自由」と強行規定

締結された契約をなるべく有効なものとしようとする考えは、広浜が契約の無効・取消に関して自らの見解を述べるところにもよく現れている。例えば、民法典においては、意思表示に関する規定の中で、心裡留保(第93条)、通謀虚偽表示(第94条)、錯誤(第95条)、詐欺及び強迫による意思表示(第96条)の場合に意思表示が無効又は取り消され得ることを規定する。つまり、この場合、意思表示が無効となるか、取り消されれば、意思表示によって成立した契約もまた、無効となり、又は取り消されることになるのである。ここに挙げた例は意思表示の瑕疵がある場合の問題であるが、広浜は、意思表示の瑕疵がなかったとしても、契約が無効となり、又は取り消され得ることがある場合を取り上げる。すなわち、それは、意思表示の内容が強行規定に反する場合である。このうち、広浜が特に問題とするのは、契約当事者の地位の不平等から当事者の一方(弱い方の立場にある当事者)を保護することを目的とした強行規定である。広浜は、このような強行規定として、利息制限法、借地法、借家法などに見られる規定を挙げている。また、これ以外にも、契約を無

効とする力を持つ強行規定としては、「公ノ秩序又ハ善良ノ風俗ニ反スル事項ヲ目的トスル法律行為ハ無効トス」という民法第90条がある。広浜は、こうした強行規定が大きな影響力を持つことによって、「契約の自由」に対する制約が大きくなり、「契約の自由」の原則を危ぶむ声が聞かれるようになったことを指摘した上で、次のように述べるのである。

法律行為が無効とせられ、又は、取消される範囲の拡がって行くといふ理由から、契約の自由を否認しようといふ立場は、法律行為の効果の原因を、当事者の意思が当然これを具有してゐるとする主義を許すが如くである¹³⁾。

つまり、法律行為の無効や取消が認められる機会が増加することによって「契約の自由」に対する制約が高まったと考える立場は、法律行為の無効や取消の原因を当事者の意思に求めるものであるという。しかし、広浜はこれを誤った見解であると指摘し、「無効の因は法規であつて、其の縁は意思にあらず、それに伴うて存する諸事情である」¹⁴⁾とするのである。この点に関して、広浜は、さらに、「無効なる意思も、意思自体としては完全であるが、その意思を表示するに至つた諸事情、その意思を受領するに至つた諸事情などいふ(原文ママ)、意思に関連して然も意思以外に存する情況により、無効といふ効果が発生するのである」¹⁵⁾と述べている。

ここで述べられていることから理解できるのは、法律行為の無効や取消を定めた規定がいかにも多く存在していようと、それは契約を実現しようとする者にとって障害となるわけではないと考えられていたことである。つまり、契約を締結しようとする者は自由にその意思を表示することが許されているのである。ただ、その意思表示を行った際に、契約を無効とし、又は取消を可能とする事情が法規に基づいて認められる場合に、契約が無効となり、又は取り消される可能性があるということである。しかし、そうであるからといって、契約という法律行為を意思表示によって行おうとすることが制限されるわけではない。契約の実現に向けて意思表示をすること自体は自由なのであって、それが実を結

ぶかどうかは別問題である。確かに、法規が定める無効や取消の原因となる事情のある場合には、契約の実現しない可能性があるが、それでも、その事情が無効となる原因ではなく、取消の原因にとどまるのであれば、最終的に取り消されず、契約が実現することもありえよう。それは、「詐欺は刑法上有罪であるのに、私法上では、その詐欺に基いて成立した意思表示も、取消さないで置けば有効に存続する」¹⁶⁾と述べられていることから理解できる。つまり、広浜は、可能な限り、契約に関する意思表示を有効なものとして認め、そのことによって、「契約の自由」の原則を実現していこうとする考えを持っていたように思われるのである。

5. 契約における意思表示

「契約の自由」は当事者の意思表示を前提として認められることから、意思主義と表示主義の対立が問題となる。これに関して、広浜は、次のように述べている。

当事者の意図だとして考へられる意思が、当事者の心理的偶然性を離れた表示意思であつて、決して、当事者が心理的に意欲してゐた意思そのものではないから、契約の自由を以て、心理的なる意思に基づく自由であると考えらるれば、誤り之れより大なるはなからう。法律行為解釈上、上述の如き所謂表示主義を採る結果として、契約の自由の意味は、意思主義をとる場合のそれと、異るところあるべきは論ずるまでもあるまい¹⁷⁾。

つまり、広浜は、契約において表示された意思に関して、表示された外形通りに解釈しようとする表示主義の立場をとるのである。これは、意思表示の相手方に対する取引の安全を重視するものといえよう。もっとも、外形上、契約に関する意思表示が見られるようであっても、契約を成立させる意思が当事者に全くない場合は、契約が成立しないものと考えられていたようである。すなわち、それは、「契約の横断的構成要件として、要素、常素、偶素、の三を認め得るとして、若し、その要素に関する意思が不明瞭であり、解釈によるも、解釈規定を適用す

るも、依然として明らかにならないならば、それは意思なきものと認めて、契約を不成立たらしめねばならぬ」¹⁸⁾と述べられていることから理解できる。ここで「要素に関する意思」というのは、契約の核心部分に関する意思のことを意味する。そうであれば、その要素に関する意思が不明瞭であるため、契約が不成立になるということは、意思表示の外形的側面よりも、当事者の内心を重視するものにほかならないといえよう。したがって、広浜が表示主義をとるというのは、契約の付随的事項に関してのことであつて、契約成立の意思に関しては、あくまでも当事者の内心が尊重されることになるのである。

そこで、意思表示に関するこの立場が、婚姻や養子縁組といった身分行為の場合にも当てはまるのかということが問題となる。この論文(「契約の自由」)においては、身分行為に関する意思表示に関して、意思主義をとるべきか、表示主義をとるべきか、何ら言及されていない。しかし、後述するように、広浜が、その後の論文において、身分行為に関しては、行為者本人の意思を尊重すべきであるとの考えを強調していることからすれば、意思主義の立場をとっていたようにも思われる。とはいえ、それは身分行為の成立に直結する核心的意思の部分に関してであつて、その身分行為の付随的事項に関しては、財産の変動を目的とする契約の場合と同じく、表示主義をとっていると理解することもできるのである。いずれにせよ、この段階では、未だ、財産の変動を目的とする法律行為と身分の変動を目的とする法律行為の相違点が明確にされておらず、広浜がこの問題に関してどのような立場をとっていたかを断言することはできない。この問題に関する広浜の立場を考察できるようになるのは、その後、広浜が「我が民法総則編の通則性」¹⁹⁾という論文を発表して、財産行為と身分行為を明確に区別する姿勢を示して以降のことになるといえよう。

6. 民法典における総則編の位置付け

法典における総則編はその法典全体を通じて通用する事項を定めるものとされる。したがって、民法典における総則編に関しても、民法典全体に通用する事項を定めるものという理解が、民法典の制定

以降、一般的であった²⁰⁾。もともと、民法典の中においても、親族編(第四編)と相続編(第五編)に関しては、例外的に総則編の規定の適用が排除される場合が多いとの見解が広く見られた²¹⁾。とはいえ、そのような見解を持つ者たちの中にあっても、原則的には総則編の規定が親族編と相続編に適用されるというのが共通の理解であったのである。

これに対して、明確に疑義を示したのが、広浜嘉雄であった。すなわち、広浜は、大正13年に「我が民法総則編の通則性」を発表し、この中で、民法典の総則編は、原則として財産関係を規定する物権編(第二編)と債権編(第三編)にのみ適用され、身分関係を規定する親族編と相続編には適用されないことを提唱したのである。

広浜は、この論文において、総則編の規定が親族編と相続編に適用されないことを論証するために、総則編の規定を一つ一つ挙げながら、これらが親族編と相続編に関して適用除外されていることを説明している。もともと、中には、総則編の規定であっても、親族編・相続編に適用される場合があることを認めるのであるが、そのような例は少数なのであって、あくまでも例外にすぎないのであるという。

ここで注目すべきなのは、広浜が、身分行為の性質から演繹的に総則編の規定の排除を説いているのではないという点である。つまり、広浜は、総則編の規定を一つ一つ挙げた上で、その適用が排除される理由を説明するという帰納的方法を採用しているのである。その結果として、身分の変動を目的とする法律行為である身分行為の性質が明確に示されないということになる。したがって、財産の変動を目的とする法律行為との性質上の違いが明らかとならず、身分行為に関する意思表示に関して、意思主義、表示主義、いずれの立場がとられるべきかという問いに対する答えも導き出せないのである。ただ、総則編の規定が原則として親族編・相続編に適用されないという立場は明示されているため、身分行為に関する意思表示に関しても、財産の変動を目的とする法律行為の場合とは異なる扱いがなされるべきであると理解されていたことは推量できる。

しかし、その後に発表された論文「行為能力についての一考察」²²⁾(大正15年)で、広浜はこの問題

に関する自身の立場をより明らかにすることとなった。すなわち、この論文の中で、身分行為に関して、性質上、財産の変動を目的とする法律行為と異なる点があることが示されたのである。その結果として、身分行為の意思表示に対する見方がより明瞭となり、財産関係に関する法律行為の場合とは異なるルールを適用すべきであるという考え方が強まったように思われる。

7. 身分行為における意思表示

広浜は、「行為能力についての一考察」において、法律行為における身分行為の独自性を明確に認めている。すなわち、「一概に法律行為能力といつても、財産関係におけるものと、身分関係におけるものとの間には、截然たる区別がある。蓋し、身分行為には代理がないからである」²³⁾というのである。ここで、「身分行為には代理がない」と述べられているのは、身分行為に関しては、他人が代わりに行えない結果として、本人の意思が重視されるということの意味する。したがって、身分行為に関する意思表示に関して、意思主義を支持することになるかのように思える。実際、広浜が代諾養子に関して述べた、以下の記述はそのことを裏付けるかのようでもある。

この制度(代諾養子制度)が、如何に養子となりしものの自由を束縛してあるかは、何人も知らざるはなく、特に、芸妓とする目的のために買はれて養女となり、遂に、一生を淪落の女として送らねばならぬ機縁をさへ、醸成しつつあることについては、これまた、人の普ねく知るところであらう。養子となりしものが判断能力を得るの日、国籍離脱の場合に採用せられてあるやうに、実家へかへるか、養家に止まるかの、選択的意思表示の権利を保留することにより、本人の自由を保持すべきではなからうか²⁴⁾。

これを見ると、養子縁組のような、身分変動を目的とする法律行為(身分行為)の場合、特に、その意思表示に関して意思主義の立場をとっていることが理解できる。しかし、これは、直接的に身分変動

を生じさせるような行為に関する意思表示の場合であって、婚姻に際して行われる、氏に関する取り決めのよう、身分変動に付随する行為に関する意思表示の場合も、意思主義の立場に立つものといえるかは不明である。

さらに、その後、発表された「民法総則編考」²⁵⁾(昭和13年)においては、身分行為全般の意思表示に関して、その立場を変更したとも受け止めることができる記述が認められる。それは、「身分法的行為における意思表示の効力は、絶対に表意者の真意に懸らしむべきであらうか」²⁶⁾という問題に関する見解について、民法学者の谷口知平の著書『日本親族法』²⁷⁾(昭和10年)を引用するところから窺うことができる。すなわち、それは、以下の通りである。

栗生武夫²⁸⁾教授が、婚姻に関し、身分権の法定主義や身分行為の要式主義を採る以上、意思主義は捨てるを得ぬこと、身分行為は当事者の意思を重んじ、身分法は意思主義を採り、財産法は表示主義を採るといふ通説は事実と反し、歴史上より見れば身分法の方が財産法に先ちて(原文ママ)、表示主義を採用してゐることを、近世各国の立法傾向から実証せられ、婚姻につき、心裡留保や虚偽表示の無効を認むべきではないことを主張されてゐることは一見識であらねばならぬ²⁹⁾。

これは、身分行為の意思表示に関して表示主義をとるべきことを主張する栗生の意見に対して、谷口が賛同の意を表するのを紹介したものである。広浜自身は、この考えに対して、賛否を明らかにしていない。とはいえ、反対の立場をとるならば、その旨を述べるのが当然であると思われる。広浜が、この点に関して、自らの立場を明らかにしていないということは、ある程度において、栗生や谷口の意見に共感を覚えていたのではないかと推量させるのである。

そうであれば、広浜が、その論文「契約の自由」において述べていた、法律行為の意思表示に関して表示主義の立場をとるべきであるという考えは、身分の変動を目的とする法律行為の場合にも当てはまることになる。しかし、このように理解すると、

「我が民法総則編の通則性」で示されているような、財産の変動を目的とする法律行為と身分の変動を目的とする法律行為は、それぞれ、異なる原則が適用されるという見方自体が、結果的に否定されてしまうのではないか。ただ、栗生や谷口の立場が、身分の変動を目的とする法律行為の場合には、財産の変動を目的とする法律行為と比べて、より表示主義を徹底すべきであるというようにとらえるものであったならば、両者には異なる原則が適用されるという見方も成り立つかもしれない。とはいえ、広浜がこの問題をどのようにとらえていたかということは不明である。

さらには、そもそも、広浜が、栗生や谷口の立場に対して、どの程度、賛成していたかということにも疑問が残る。というのは、広浜は、身分の変動を目的とする法律行為の意思表示に関して、あくまでも意思主義を貫くべきとする考えをとる中川善之助の立場³⁰⁾も紹介しており、これに対して否定的立場をとっていないからである。そうであれば、身分行為の独自性を検討するにあたっては、意思主義をとるべきか、表示主義をとるべきかという問題のみにとられるのではなく、別の視点からも検討する必要があるように思われる。それに関しては、紙幅の制約の関係上、稿を改めて、論じることとした。

注

- 1) 岩田新『日本民法史』(同文館、昭和3年)14ページ。
- 2) 岩田・前掲注1)199~214ページ。
- 3) 岩田・前掲注1)215~241ページ。
- 4) 『法学協会雑誌』第42巻第1号、第2号、第5号、第7号、第8号。
- 5) 『法学志林』第29巻第6号から第31巻第10号までの間に14回にわたって掲載。
- 6) 『法学論叢』第12巻第2号。
- 7) もっとも、我妻栄には、その遺著となった『法学概論』(昭和49年、有斐閣)のような、法学に関する概説書もある。
- 8) 上柳克郎「広浜嘉雄の法理学」日本法哲学会編『法哲学年報』(有斐閣、昭和54年)、服部寛「広浜嘉雄の法理学に関する一考察：三重構造論とその展開を中心に」第26巻第4号(平成26年)、第26巻第5号(平成26年)、第27巻第

5号(平成27年)、第28巻第1号(平成28年)参照。

- 9) 『法学論叢』第10巻第6号。この論文は広浜嘉雄『私法学序説』(改造社、昭和元年)に収録されている。本稿における引用文のページ数は同書のページ数を示す。なお、本論文は、大正12年11月3日に京都法学会大会で講演した内容をまとめたものであるという(広浜『私法学序説』序文1～2ページ)。
- 10) 広浜・前掲注9)126ページ。
- 11) 同上。
- 12) 広浜・前掲注9)137ページ。
- 13) 広浜・前掲注9)147ページ。
- 14) 広浜・前掲注9)150ページ。
- 15) 広浜・前掲注9)149～150ページ。
- 16) 広浜・前掲注9)140ページ。
- 17) 広浜・前掲注9)134～135ページ。
- 18) 広浜・前掲注9)136ページ。
- 19) 広浜・前掲注6)。広浜『私法学序説』(前掲注9))に収録。本稿における引用文のページ数は同書のページ数を示す。
- 20) 広浜・前掲注19)19～21ページ。
- 21) 広浜・前掲注19)30ページ。例えば、このような立場をとる学者として鳩山秀夫が挙げられている。

- 22) 『法学志林』第28巻第10号。広浜嘉雄『日本的私法制度論考』(日本評論社、昭和14年)に収録されている。本稿における引用文のページ数は同書のページ数を示す。
- 23) 広浜・前掲注22)76ページ。
- 24) 広浜・前掲注22)78ページ。
- 25) 『法学』第7巻10号及び第11号。広浜『日本的私法制度論考』(前掲注22))に収録。本稿における引用文のページ数は同書のページ数を示す。
- 26) 広浜・前掲注25)51ページ。
- 27) 弘文堂刊行。
- 28) 西洋法制史学者。東北帝国大学法文学部教授。
- 29) 広浜・前掲注25)53ページ。引用文は、広浜が谷口知平『日本親族法』45ページ以下より摘録したものである。また、引用文において述べられている栗生武夫の主張に関しては、栗生武夫『婚姻立法に於ける二主義の抗争』(弘文堂書房、昭和3年)33ページ以下及び194ページ以下に記述されているという。
- 30) 広浜・前掲注25)44～47ページ。ここでは、中川善之助「親族法」、末弘巖太郎編『新法学全集第11巻 民法V』(日本評論社、昭和13年)23ページ以下の文が引用されている。